〈資料編〉

平成 13 年 11 月 3 日

－ 市制施行 35 周年 －

「元気な入間」都市宣言

市長宣言

生き生きとした自然がある
生き生きとしたまちがある
生き生きとした人々がいる

入間市は　一人ひとりの元気を応援し
一人ひとりの元気を集め
未来（あす）の市民へ「元気な入間」を贈ります

一人の百歩より万人（ばんにん）の一歩から
入間市は市民が主役の元気なまちづくりを目指します

市民宣言

ひとがまちをつくり　ひとがまちをそだてる
元気なまち入間

今を生きる私たちは
知恵と勇気を出し　力を合わせながら
未来へ継（つな）ぐふるさとづくりに
汗を流すことを　ここに宣言します

「元気な入間」都市宣言の目的

入間市は、総合振興計画で「香り豊かな緑の文化都市」を将来都市像として定め、市政を進めています。

今回、「都市宣言」を行う目的は、この将来都市像の実現に向けて、市民と行政のパートナーシップ（協働関係）をさらに揺るぎないものに築き上げ、今まで以上に市民が主役のまちづくりを展開し、みんなの力で愛着のもてるまちを創っていこうとするためのものです。

言い換えれば、市民の一人ひとりがまちづくりの一員として活躍することにより、「住んで良かった、住み続けたい」と実感できる「私たちのまち」を創っていくこと、これが都市宣言の目指すものです。

この宣言では次のことを大切にしていきます。

「元気な入間」のキャラクターファミリーです。

1. 私たちのまちは市民みんなで創り、育てること
2. すべての市民が関わりをもてること
3. まちへの愛着を広げ、深めること
4. 市民生活と市政に活力を与えること
5. 長期的な視点で継承できること

○元気な入間まちづくり基本条例

平成 16 年 3 月 30 日
条例第 4 号

目次

第 1 章　理念(第 1 条～第 4 条)
第 2 章　実現の方策(第 5 条～第 7 条)
第 3 章　方策の運用方法(第 8 条・第 9 条)
第 4 章　実効性の確保(第 10 条)
附則

私たちのふるさと入間は、まちを愛する多くの人たちによって刻まれた歴史とはぐくまれた文化を受け継ぎながら、今日を迎えています。

社会が大きく変化し、市民主役のまちづくりが問われている今、私たちは、このふるさと入間の歴史と文化を大切にしつつ、自分たちのまちは自分たちでつくるという積極的な姿勢で、これからのまちづくりを推進しなければなりません。

この気持ちを、私たちは 21 世紀を迎えた年に元気な入間都市宣言として発信しました。これは市民自らがまちづくりに積極的に参加することで、「生き生きいるま　人・まち・自然」を合言葉に、人を育て、まちを生き生きさせ、自然を守りぬくことを市民と市長が互いに宣言したものです。

ここに、私たちは、都市宣言の理念をもとに、市民と市が協働して、「元気な入間」という新しい価値を創造していくために、元気な入間まちづくり基本条例を制定します。

第 1 章　理念

(目的)

第 1 条　この条例は、元気な入間都市宣言を受けて、市民と市との協働によるまちづくりの理念、実現の方策とその運用方法及び実効性の確保に関する基本的事項を定めることにより、元気な入間を実現することを目的とします。

(基本理念)

第 2 条　元気な入間は、市民の参加と市民と市との協働により、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと実感できる、きらりと光る入間らしさがあふれています。

2　元気な入間は、老若男女それぞれが日々の暮らしを豊かにするために学び、体験することを通して健康で笑顔あふれる人が育っています。

3　元気な入間は、安全と安心が実感でき、昔からの入間の文化を大切にし、新しい入間の文化を育てる魅力あるまちです。

4　元気な入間は、緑と水に恵まれた入間の自然を愛し、大切にし、守り、育て、未来へ継承しています。

(市民の役割)

第 3 条　市民は、元気な入間を実現するために責任ある参加と協働に努めます。

(市の役割)

第 4 条　市は、元気な入間の実現にかかわる基本的な施策の実施及び市民の活動の支援に努めます。

第 2 章　実現の方策

(市民の参加のための環境づくり)

第 5 条　市は、市民が元気な入間の実現に関心を持ち、関心を高め、その活動に参加するための環境を整備します。

(市民の活動のための環境づくり)

第6条　市は、市民が元気な入間の実現にかかわる活動を起こし、はぐくみ、発展させるための環境を整備します。

（市民と市との協働のための環境づくり）

第7条　市は、元気な入間の実現のため、市民の参加と協働にかかわる適切かつ効果的な仕組み及び方法を市民とともに検討し、協働のための環境を整備します。

第3章　方策の運用方法

（推進体制）

第8条　市は、元気な入間の実現のため、市民の参加と活動を推進するための拠点を整備します。

2　市民と市は、共に元気な入間の実現のために推進組織を置き、その維持、継続及び発展に努めます。

（情報の共有と活用）

第9条　市は、元気な入間の実現のため、施策や事業等に関する情報を分かりやすく積極的に市民に提供し、市民と情報を共有します。

2　市民と市は、元気な入間の実現の過程において得られる経験や情報を、組織的かつ有機的に蓄積し、共有の知的資産として活用します。

第4章　実効性の確保

（自己点検と公表）

第10条　市民と市は、元気な入間の実現にかかわる取組みについて自己点検し、定期的に適切な方法で公表します。

附　則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

まちづくりサポートネット元気な入間の事業執行に係わる
パートナーシップ協定

市民の自立的な組織である「まちづくりサポートネット元気な入間」（以下「まちサポネット元気」と略します。）と入間市（以下「市」と略します。）は、まちサポネット元気の事業執行に関するパートナーシップ協定を次のとおり締結します。

１　パートナーシップ協定の目的

このパートナーシップ協定は、元気な入間まちづくり基本条例第８条２項に規定する「推進組織」として立ち上げたまちサポネット元気が、中間支援活動を実施するにあたり、まちサポネット元気と市との関係について定めるものです。

２　役割と責務に関する約束

まちサポネット元気と市とは、まちサポネット元気の事業活動に関連して、以下　に示すそれぞれの役割と責務を持つものとします。

(1)　まちサポネット元気の役割と責務

①まちサポネット元気は、「元気な入間」都市宣言の趣旨である『市民が主役となり行政との協働により進めるまちづくり』を実現するために、必要と思われる事業等を企画し実施します。

②まちサポネット元気は、市民の自立した組織として自主的な事業活動を展開します。

③まちサポネット元気は、市民活動センターの登録団体を始め、市内で活動する各種市民活動団体との交流を促進し、まちづくり活動団体のコーディネートに努めます。

④まちサポネット元気は、市民活動団体の情報収集や発信を行い、市民活動団体のネットワーク化を進めます。

⑤まちサポネット元気は、市民活動センターを元気な入間のまちづくりを推進する市民のまちづくり拠点として更なる機能の向上を図り、価値の高い施設としていきます。

⑥　まちサポネット元気は、新しい公共の担い手となる「人財」を発掘、育成し、市民活動への参加を促します。

(2)　市の役割と責務

①市は、まちサポネット元気の事業活動上必要な資材や機材等を可能な範囲で提供します。

②市は、まちサポネット元気の活動場所として市民活動センターの事務室を提供します。

③市は、まちサポネット元気の事業活動に対して、必要な情報を提供します。

④市は、まちサポネット元気の事業活動の広報を支援します。

⑤市は、中間支援活動に関する業務についてまちサポネット元気と委託契約を交わし、市民活動センターの機能の向上と、市民との協働によるまちづくりを推進します。

３　パートナーシップ協定の有効期限

このパートナーシップ協定は、まちサポネット元気と市との合意の日を以って発効し、平成２５年度末までを有効期限とします。

４　その他

このパートナーシップ協定に定めのない事項で、今後この協定を遂行する上で必要と思われる事項については、まちサポネット元気と市との合意を得て、この協定に加えることができるものとします。

このパートナーシップ協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、まちサポネット元気と市が記名押印のうえ、各自１通を所持します。

平成２３年４月１日

まちづくりサポートネット元気な入間

会　　長　　木　内　勝　司

入　間　市

入間市長　　木　下　　博

「まちづくりサポートネット元気な入間」

パートナーシップ協定に基づく事業報告（概要）

「まちづくりサポートネット元気な入間」（以下、「まちサポ」という。）と入間市が締結したパートナーシップ協定の事業結果について、別紙「パートナーシップ協定事業評価シート」を基に概要をまとめましたので以下のとおり報告します。

■協定期間　　平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日（３年間）

■まちサポの役割と事業結果

３年間のパートナーシップ協定に基づき、まちサポが実施した事業内容は以下のとおりです。

１　事業等の企画と実施

①センター活性化事業

市民活動センターの環境整備、生涯学習フェスティバル出展、センター５周年記念イベント開催

②研修講座の開催

団体の底力アップ講座、ＩＴ活用講座、協働のまちづくり講座など 3 年間で 16 講座実施

③委託事業の実施

- 団塊世代を対象としたホームページ「入間団塊元気サイト」を開設
- 市民の意見交換の場として「協働のまちづくり懇談会」を開催
- 市民提案型協働事業団体支援を実施
- 「市民活動団体ガイドブック第 2 版」の発行

④一般相談の実施

ＮＰＯや協働に関する相談窓口の実施

⑤情報相談の実施

パソコン操作、ホームページ立ち上げ等の相談

２　自主的な事業活動

①情報発信事業の実施

ブログ講習会、デジカメ講習会、パソコン講習会など 3 年間で 17 回実施

②企業協働

ジャスコ入間店 2 階ロビーに掲示板を設置し、各種情報を発信

③職員研修

新規採用職員研修（後期）の講師（協働のまちづくり）を担当　　※21, 22 年度実施

３　団体交流とコーディネート

①団体交流会の開催

市民活動センターの登録団体との交流会を開催（年 2 回）

４　公設市民運営の体制づくり

①ホームページ運営

市民活動センターのホームページを管理運営　　3 年間で約 25, 900 アクセス

②ニュースレター「元気通信」の発行

市民活動センターのイベントや団体の PR 等を情報誌で発行　　3 年間で 9 回発行

③センター利用者連絡会の実施

市民活動センターの市民自主管理をめざし利用者連絡会を設立

④メールボックスの活用

登録団体に用意されたメールボックスを活用し情報伝達のためのチラシ等を配付

⑤登録団体メーリングリストの活用
登録団体へ情報伝達するためのメーリングリストを作成しメールによる情報発信を実施
5　市民活動センターの運営体制
①　窓口対応・相談
市民活動センターで平日午後1時から5時まで窓口対応・相談

■市の主な支援内容
1　資材、機材等の提供
パソコン、プリンター、複合機、印刷製本機器、音響機器等の提供
2　活動場所の提供
市民活動センターに事務室等の提供
3　中間支援活動に伴う財政支援
①中間支援事業謝礼
平成20年度　１，６３２，０００円
平成21年度　１，６３２，０００円
平成22年度　１，８５２，２００円
②委託事業（３年間５事業）　６５１，０００円
③外部講師謝礼（３年間１６講座）　４４１，９９５円

特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間という。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を埼玉県入間市に置く。
（目的）
第３条　この法人は、自分たちのまちは自分たちでつくるという市民意識を高め、まちづくりへの市民参加のすそ野を広げ、市民活動団体のまちづくり力を強め、市民と行政との協働を発展させ、もって元気な入間の実現に寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の各号に定める種類の特定非営利活動を行う。
（１）まちづくりの推進を図る活動
（２）特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条第１項の別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に定める事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
①　まちづくりネットワークの形成に係る事業
②　協働によるまちづくりの促進に係る事業
③　市民活動拠点の充実に係る事業
④　新しい公共の担い手づくりに係る事業

第２章　会員

（会員の種類）
第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
（２）賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退会の申出があったとき
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
（３）継続して２年以上会費を滞納したとき
（４）除名されたとき
（退会）

第１０条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
（除名）
第１１条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（拠出金品の不返還）
第１２条　既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）
第１３条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５人以上１０人以内
（２）監事　１人以上３人以内
２　理事のうち、１人を代表理事、１人若しくは２人を副代表理事とする。
３　理事及び監事は、総会において選任する。
４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
５　役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
７　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。
（役員の職務）
第１４条　代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
２　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること
（２）この法人の財産の状況を監査すること
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
（役員の任期等）
第１５条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。
３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
４　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
（欠員補充）
第１６条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）
第１７条　役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
（役員の報酬）
第１８条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
（職員）
第１９条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。
２　事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

第４章　総会

（総会の種別）
第２０条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。
（総会の構成）
第２１条　総会は正会員をもって構成する。
（総会の権能）
第２２条　総会は、以下の各号に定める事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散及び解散した場合の残余財産の帰属
（３）合併
（４）事業計画及び収支予算並びにその変更
（５）事業報告及び収支決算
（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）会員の除名
（９）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次に各号に掲げる事由により開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（２）正会員総数の５分の１以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
（３）第１４条第４項第４号に基づき監事から招集があったとき
（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールなどの電磁的方法（以下「書面等」という。）により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）
第２５条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。
（総会の定足数）
第２６条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２７条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。
（総会における書面等表決）
第２８条　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は書面等により他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前２条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
（総会の議事録）
第２９条　総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員の現在数
（３）総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること）
（４）議長の選任に関する事項
（５）審議事項
（６）議事の経過の概要及び議決の結果
（７）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印しなければならない。

第５章　理事会

（理事会の構成）
第３０条　理事会は理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第３１条　理事会はこの定款に定めるもののほか、次に各号に掲げる事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第３２条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき
（２）理事総数の３分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき
（理事会の招集）
第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要するときにはこの限りでない。
（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（理事会の定足数）
第３５条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）
第３６条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。
（理事会における書面等表決）
第３７条　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。この場合において前２条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
（理事会の議事録）
第３８条　理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事の現在数
（３）理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること）
（４）審議事項
（５）議事の経過の概要及び議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印しなければならない。

第６章　資産及び会計等

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び会費
（３）寄付金品
（４）事業に伴う収入
（５）資産から生じる収入
（６）その他の収入
（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。
（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
（会計の区分）
第４２条　この法人の会計は、次のとおり区分する。
（１）特定非営利活動に係る事業に関する会計
（事業年度）
第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事業計画及び予算）
第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
３　前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

４　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。ただし、この場合においては、次期総会で承認を得るものとする。

（事業報告及び決算）

第４５条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４６条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第２５条第３項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

（２）資産に関する事項

（３）公告の方法

（解散）

第４７条　この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、出席した正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４　解散のときに存する残余財産の帰属については、法第１１条第３項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第４８条　この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　雑則

（公告の方法）

第４９条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

（施行細則）

第５０条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	木内　勝司
副代表理事	幸森　康夫
理事	宮越　喜彦
〃	大杉　直行
〃	渡部　直也
〃	藤木　照治

〃　　佐藤　享
〃　　山増　智子
監事　　上山　巧
〃　　水村　雅啓
３　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２５年５月３１日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２４年３月３１日までとする。
６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
（１）正会員
①　入会金　　0 円
②　年会費　　1,000 円
（２）賛助会員
①　入会金　　0 円
②　年会費　　1,000 円

入間市協働ガイドライン

市民が主役のまちづくりに向けて

「入間市協働ガイドライン」を策定しました

市では「元気な入間」のまちづくりを効果的に推進するため、市民と市の協働によるまちづくりをめざしています。ここでいう協働とは、市民と市が自分たちの知恵と工夫で住みよいまちをつくるという目的を共有し、お互いの立場や特性を活かしながら、協力して取り組むことを指します。　この「入間市協働ガイドライン」は、市民と市の協働のまちづくりを進めるために、現在の市のまちづくりを点検し、「市民が主役のまちづくり」の実現に向けた基本的な方向性と、具体的な手法としての取り組みや環境の整備方針を示すものです。

何で協働するの？

社会的課題や市民ニーズが多様化し、行政だけで対応することが難しい状況があります。
市民活動団体の特性を活かした協働事業で、一層充実した市民ニーズに合ったきめの細かいサービス提供ができます。

協働ガイドラインができて何が変わるの？

今までも市民活動団体と市が連携した事業を行ってきました。各部署で独自に行っていたこれらの連携事業を「協働事業」として定義し、新たな領域の取り組みを展開することができます。

協働を進めると何が変わるの？

まちづくりの観点から、地域の課題や問題に対し、市民が主体となった活動が行われます。
市民と市との話し合いの機会が増え、市民の住みよいまちの実現や市民が主役のまちづくりにつながります。

どのようなことをするの？

基本方針を「協働でともに進めるまちづくり」とし、
1. 協働意識の高揚
2. 協働推進の環境整備
3. 協働推進体制の整備 に取り組みます。

これからのまちづくりは・・・

これからの「公共」には、高齢者介護、ニートなど、より身近な課題・問題への対応が求められるものと思われます。このような身近な課題・問題に対応するには、市民活動団体、地縁団体、NPO、企業等が主体となり、市民と市のパートナーシップが発揮され、協働して対応していくことが、より満足度の高いサービスにつながります。市民自らが主役となり住んでよかった、住み続けたいと実感できる魅力あるまちを実現していきましょう。皆さんも、「協働」によるまちづくりに参加してみませんか。

入間市協働ガイドライン

- 入間市協働ガイドライン（Adobe PDF ファイル 968.6KB）
  http://www.city.iruma.saitama.jp/npo_shiminkatsudo/irumashikyoudou_guideline.html

「市民提案型協働事業」は、市民が主役のまちづくりの推進と市民のニーズに合った公共サービスの提供を目指し、ＮＰＯなどの市民活動団体（以下「市民活動団体等」という）が提案した事業に市が必要な情報提供、情報発信、人的支援、経費等に対し支援を行い、市民活動団体等と市が協働で事業を実施する制度です。

１ 応募できる団体

応募できる団体は、市内で公益性のある活動をする市民活動団体等で、次の(1)から(4)のすべての要件を満たす団体であることが必要です。

(1) ５人以上の会員で組織していること。

(2)組織の運営に関する規約等があること。

(3)適正な会計処理が行われていること。

(4)原則として、１年以上継続して活動していること。

※NPO法人は、活動期間が１年未満であっても応募できます。

２ 事業の実施期間

平成26年5月１日から平成27年2月28日まで（10ヶ月間）

３ 対象となる事業

対象となる事業は、次の(1)から(6)のすべてに該当するものです。

(1)市内で実施される事業

(2)公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、施策として展開できる事業であること。

(3)市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。

(4)役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体と市が協働して実施することにより、相乗効果及び住民の自治力の向上が期待できる事業であること。

(5)先進性、先駆性等があり、新しい視点からの事業であること。

(6)収支の見積もり等が適正であり、提案した市民活動団体等が実施可能な事業であること。

４ 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象となりません。

(1)営利又は政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業

(2)特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

(3)施設等の建設又は整備のみを目的とする事業

(4)学術的な研究を目的とする事業

(5)親睦を主な目的とする事業

(6)既存の制度で対応できる事業
(7)公序良俗に反するもの

５ 募集する事業

募集する事業は、市民活動団体等と市が協働で実施することができる事業で、次の中から選択し提案してください。

(1)テーマ設定提案事業

市があらかじめ設定したテーマの中から、市民活動団体等が関心のあるテーマを選択し、テーマに沿った事業を企画・提案してください。

平成26 年度は、以下のテーマです。

ア 狭山茶・茶畑を使った観光振興推進事業（商工課）
イ Ｂ級グルメ開発振興事業（商工課）
ウ 入間市版「地域ささえあい」の仕組み構築事業（生活福祉課）
エ 「退職後の人生に生きがいを」退職後世代のための支援事業（中央公民館）

※テーマの詳細は、市ＨＰをご覧ください。なお、提案する際は担当課に内容を確認してください。

(2)自由提案事業

市と協働で実施したい事業を自由に企画・提案してください。※提案する際は、市の担当課と事前の調整のうえ提案してください。担当課がわからない場合は、自治文化課にお問い合わせください。自治文化課 TEL04-2964-1111 内線2141

※１団体につき１事業の提案を基本としますが、「テーマ設定提案事業」と「自由提案事業」にそれぞれ応募することができます。

６ 必要経費

事業を実施するために経費が必要な場合は、1 事業につき20 万円を上限に委託料として支給します。（千円未満は切捨てます）。

７ 対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に必要な経費とします。

経費区分 内 容

・謝金 講座・講演会の講師や専門家などに対する謝礼
・人件費 事業実施に直接関わる時間相当額（積算根拠が明確なものに限る）
・消耗品費 事業実施に必要な原材料や物品の購入費
・使用料・賃借料 事業実施に必要な会場使用料や資機材のレンタル料
・交通費 講師や専門家等の旅費、宿泊料など
・通信運搬費 事業実施に必要な郵送料、通信費、運搬費
・印刷製本費 チラシ、パンフレット、ポスターや報告書などの印刷費
・保険料 事業実施に必要なイベント保険掛金やボランティア保険掛金

・その他の経費 上記のほか、事業を実施するために必要と認められる経費

≪対象とならない経費≫

次のものは、対象となりませんのでご注意ください。

- 団体の構成員のみを対象とした講座・講演会
- 団体運営に係る人件費
- 記念品の購入等の経費
- 備品の購入費
- 事務所の賃借料（敷金・礼金も丌可）
- 光熱水費
- 飲食費（弁当や茶菓も丌可）
- その他、事業実施に直接関わらない経費や社会通念上適切でない経費

8 審査方法

市民活動団体等に属する者、知識経験者、市民、行政関係者などにより構成する「市民提案型協働事業審査委員会」が、審査基準に基づき審査し、実施する協働事業の候補を選考します。

(1)第１次審査（非公開）～2月19日（水）

第１次審査は、提案されたすべての事業について書類審査を行います。

(2)第２次審査（公開プレゼンテーション）～3月26日（水）

第１次審査を通過した事業のみ第二次審査（公開プレゼンテーション＝1団体10分程度）を行い、協働事業の候補を選考します。

9 応募に必要な書類

以下の書類を自治文化課まで提出してください。

(1)協働事業に関する提案書（様式第１号）
(2)協働事業に関する企画書（様式第２号）
(3)協働事業収支予算書（様式第３号）
(4)協働事業実施スケジュール（様式第４号）
(5)協働事業提案団体概要書（様式第５号）
(6)団体の定款、規約又は会則等
(7)団体の前年度の事業報告及び決算書
(8)団体の会員名簿
(9)その他参考資料（提出は任意です）

※必要な書類は、自治文化課及び市民活動センターに用意してあります。

なお、市ホームページ（http://www.city.iruma.saitama.jp/）の「コミュニティ・協働のまちづくり」からもダウンロードできます。

10 事業実施にあたっての留意事項

(1)原則として団体の責任において事業を遂行していただきます。そのため、事業実施の際に生じた事故等によるトラブルを未然に防ぐため、傷害保険等に加入していただく場合があります。

(2)担当課との協議の中で、事業内容を一部変更していただく場合があります。

(3)協働事業を実施する団体と市は、事業を円滑に遂行するため、事業実施中は積極的にコミュニケーションを図ることが求められます。また、市は事業の進捗状況を把握して、トラブルなどを未然に防ぐため、団体に対し、事業の実施状況について報告を求めることがあります。

(4)契約締結後に事業の内容又は経費の配分を変更するとき（軽易なものを除く）、及び事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ市の承認が必要となります。事業の変更を希望する場合や、事業の中止又は廃止を希望する場合は、自治文化課へ報告してください。

(5)予期されない事態により、事業の中止や廃止、変更をしていただく場合があります。

11 募集期間

平成25 年12 月6 日（金）から平成26 年1 月31 日（金）まで

12 申請サポート

申請手続きに関わるサポートを行います。

NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間

時 間：午後１時から午後５時まで

住 所：入間市豊岡四丁目2番2号入間市市民活動センター（イルミン内）

電 話：04-2964－2511

＊＊＊ 応募・問い合わせ先 ＊＊＊

入間市役所 自治文化課 自治振興担当〒358-8511 入間市豊岡一丁目16 番1 号

TEL 04-2964-1111 内線2141 FAX 04-2965-0232E-mail：ir260100@city.iruma.lg.jp

HP：http://www.city.iruma.saitama.jp/

参考資料 7：平成 25 年度まちサポアンケート

平成 25 年 6 月 29 日

市民活動団体のみなさまへ

NPO 法人まちづくりサポートネット元気な入間
代表理事　木内勝司

市民活動センター・まちサポについてのアンケートのお願い

まちづくりサポートネット元気な入間(略称まちサポ)は平成 17 年 6 月に設立され、「元気な入間まちづくり基本条例」に基づく中間支援組織、すなわち市民と市民、あるいは市民と行政との協働を進める推進組織として、入間市とパートナーシップ協定を結び、市民活動団体のみなさまの活動をサポートする中間支援活動を行ってまいりました。平成 23 年 9 月には NPO 法人化いたしました。

まちサポは、入間市市民活動センター(イルミン)を拠点として、市民活動センター登録団体のみなさまを始め、市民や市民活動団体のみなさまのまちづくり活動・市民活動の支援を行っています。

窓口スタッフが、平日は 10 時～17 時 15 分、日・土・祭日は 13 時～17 時 15 分まで市民活動センターの窓口にいて、みなさまの活動のお手伝いをしているほか、市民活動センターのホームページやニュースレター「元気通信」で市民活動団体のみなさまの活動情報の PR を行っています。また、市民活動センター登録団体交流会を開催して市民活動団体同士の出会い・交流の場づくり、NPO 立ち上げの相談や情報相談、市民提案型協働事業支援やみなさまの活動に役立つ研修講座の開催など、様々なまちづくり活動のお手伝いをしています。

この度、さらにみなさまのお役に立つために、市民活動センターおよびまちサポについてのみなさまのご意見をお聞きするアンケートを実施することにいたしました。お忙しいところまことに恐縮ですが、ご協力のほどをお願い申し上げます。

アンケートの回答(P1～P4)につきましては、7 月 15 日までに、市民活動センターの窓口に直接、あるいは FAX(04-2964-2519)にて提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

市民活動センター・まちサポについてのアンケート

【あなたご自身について】

Q1. あなたの団体は、次のどちらに属しますか。

ア．ＮＰＯ法人（4%）　イ．任意団体（77.9%）　ウ．その他（16.8%）　無回答（0.9%）

Q2. あなたは団体の中で、どの立場ですか。

ア．会員（48.8%）　イ．役員（32.7%）　ウ．代表（9.7%）　エ．その他（5.3%）

無回答（3.5%）

Q3. あなたの年齢は、次のどれに該当しますか。

ア．２９歳以下　イ．３０歳代（35%）　ウ．４０歳代（8%）　エ．５０歳代（20.4%）

オ．６０歳代（48.7%）　カ.70 歳代（18.6%）　無回答（0.8%）

【市民活動センターの利用について】

Q4. あなたの団体は市民活動センターを月間に何回利用しますか。

ア．1 回以下(31.9%)　イ．２～４回（55.8%）　ウ．５～９回（3.5%）

エ．10 回以上（1.8%）　オ．その他（6.2%）　無回答（0.8%）

Q5. 1 回の使用は平均何名で使いますか。

ア．5 名以内（4.4%）　イ．６～１０名（52.2%）　ウ．11～２０名（11.5%）

エ．21 名以上（25.7%）　無回答（6.2%）

Q6. 市民活動センターの利用目的は何ですか。（複数回答可）

ア．定例会議（61.9%）　イ．個別の会議（29.2%）　ウ．総会（21.2%）

エ．主催イベントの会場（16.8%）　オ．印刷室の利用（21.2%）

カ．掲示板等の利用（4.4%）　キ．その他（22.1%）　無回答（4.4%）

【まちサポとまちサポの窓口スタッフについて】

Q7.「まちサポ」の名前を知っていましたか。

ア．知っていた（73.5%）　イ．知らなかった（26.5%）

Q8. まちサポの活動を知っていますか。

ア．知っていた（51.４%）　イ．知らなかった（47.8%）　無回答　（0.8%）

Q9. まちサポが市民活動センター窓口にいることを知っていましたか。

ア．知っていた。（Q11 へ）（48.7%）　イ．知らなかった。（Q10 へ）（48.7%）

無回答　３（2.6%）

Q10. 知らなかったと答えた方についてお聞きします。

ア．まちサポの存在を知らなかった（38.2%）

イ．窓口の人は社会福祉協議会の人と思っていた（23.6%）

ウ．誰が担当しているか考えたことはない（32.7%）

エ．その他（1.8%）　無回答２（3.6%）

Q11. まちサポの窓口スタッフに相談したことはありますか。

ア．よく相談している（3.5%）

イ．たまに相談している（10.6%）

ウ．相談したことがない（54.9%）

エ．そんなことがあることを知らなかった（20.4%）

オ．その他（1.8%）　無回答　10（8.8%）

Q12. 利用しやすい窓口になるためには何が必要でしょうか。（複数回答可）

ア．まちサポとしてわかりやすい窓口の配置（41.6%）

イ．話しかけやすい窓口の整備（19.5%）

ウ．窓口スタッフの仕事の内容を告知（46.9%）

エ．団体への取材と広報（11.5%）　オ．チラシ掲示の充実（15.9%）

カ．わかりやすい説明（13.3%）　キ．相談をよく聞いてほしい（1.8%）

ク．まちサポのＰＲ（21.2%）　ケ．その他（3.5%）　無回答（9.7%）

【研修講座・まちづくり勉強会について】

Q14. 市民活動団体の方を対象に「団体のスキルアップのための講座」を年に 3 回ほど市民活動センターで開催しています。これらの研修講座に参加したことがありますか。

ア．参加したことがある（20.4%）

イ．参加したことはない（20.4%）

｛・知らなかった（36.1%）　・必要性を感じないから（12.8%）　・その他（8.1%）

・未記入（43.0%）｝　無回答（3.5%）

Q15. 研修講座で取り上げてほしいテーマについてお聞かせください。（複数回答可）

ア．チラシの作り方（11.5%）　イ．広報の仕方（17.7%）

ウ．パソコン操作やインターネット（16.8%）

エ．人材育成や会員の確保（24.8%）　オ．資金調達など団体の運営（7.0%）

カ．コーディネートの方法などのスキルアップ（13.3%）

キ．その他（5.3%）　無回答（40.7%）

Q16. 市民活動についての話題提供をもとにワークショップを行う「まちづく勉強会」を年 6 回ほど市民活動センターで開催しています。これらのまちづくり勉強会に参加したことがありますか。

ア．参加したことがある（14.2%）

イ．参加したことはない（79.6%）

｛・知らなかった（38.9%）　・必要性を感じないから（6%）　・その他（2.7%）

・未記入 38（33.6%）｝

無回答（6.2%）

Q17. 研修講座やまちづくり勉強会の開催について伺います。

ア．曜日はいつが良いですか。（回答率 61.1%）（　・月　・火　・水　・木　・金　・土　・日　）

月	火	水	木	金	土	日
18	20	17	17	18	31	16

イ．時間はいつが良いですか。（回答率 63.7%）（　・午前　　・午後　　・夜　）

午前	午後	夜
36	25	18

【市民活動センター登録団体交流会について】

Q18. 市民活動センター登録団体交流会を年 2 回ほど開催しています。この交流会に参加したことがありますか。

ア．参加したことがある（37.2%）

イ．参加したことはない（57.5%）　｛知らなかった（21.5%）　・必要性を感じないから（10.8%）その他（15.4%）　・未記入（52.3%）｝　無回答（4.4%）

Q19. 交流会の内容についてどういうものが望ましいですか。（複数回答可）

ア．各団体の活動紹介（29.2%）　イ．各団体の相談事項紹介と対応事例等紹介（14.2%）

ウ．まちづくりや市民活動センターの利用方法などについての意見交換（23.0%）

エ．分野別の交流会（27.4%）　オ．その他（4.4%）　無回答（27.4%）

【まちづくり相談について】

Q20. まちづくり活動相談や NPO 法人設立相談、情報相談などの相談サービスを行っていますが、利用したことがありますか。

ア．利用したことがある（4.4%）

イ．利用したことはない（89.4%）

｛・知らなかった（26.7%）　・必要性を感じないから（19.8%）　・その他（3.0%）

・未記入（50.5%）｝　無回答（6.2%）

【ニュースレター「元気通信」について】

Q21. 市民活動情報誌「元気通信」を読んだことがありますか。

ア．読んだことがある　（29.2%）（Q16 へ）　イ．読んだことはない（63.7%）

無回答（5.3%）

Q22. 「元気通信」読んだことのある方は、記事内容などについてどう思いますか。

ア．満足（33.3%）　イ．やや満足（48.5%）　ウ．不満（9.0%）

エ．その他（27.3%）　無回答（65.5%）

Q23. 今後掲載してほしい記事についてはどのようなものですか。（複数回答可）

ア．団体紹介（11.5%）　イ．市内の団体の活動やイベント情報（33.6%）

ウ．その他の地域の活動やイベント（12.4%）　エ.その他(3.5%)　無回答(48.7%)

【市民活動センターのホームページについて】

Q24. 市民活動センターのホームページに団体のイベントや情報(チラシ)などの掲載をしています。このことについて知っていましたか。

ア.知っていた(52.2%) {・活用したことがある（18.6%）　・活用したことはない（30.5%）　・未記入（50.9%）}

イ.知らなかった（35.4%）　無回答（12.4%）

Q25.市民活動センターのホームページを今後活用したいですか。

ア.活用したい（31.0%）　イ．活用の必要はない（17.7%）　ウ．活用の仕方がわからない（24.8%）　無回答（26.5%）

【新しいポータルサイト・いるま市民ひろばについて】

Q26.まちサポは市との協働事業として新しいポータルサイト「いるま市民ひろば」の構築に取り組んでいます。入間市内の各種イベントや団体紹介を掲載する他、将来的には、市民活動センターホームページの移行も考えています。このポータルサイト「いるま市民ひろば」について知っていますか。

ア．知っている（14.2%）　イ．知らない（69.9%）　無回答（15.9%）

Q27.「いるま市民ひろば」に、ご自身の所属する団体の紹介を載せたいですか。

ア．載せたい（23.9%）　イ．必要性を感じない（13.3%）

ウ．わからない（39.8%）無回答（23.0%）

【まちサポテーブルについて】

Q29.まちサポでは、地域のさまざま課題・困りごとを解決するために、円卓会議(まちサポテーブル)を関係団体のみなさまと連携して設立し、子育て、介護福祉、環境、まちづくりの分野での具体的な活動計画をたてて、地域のお役に立ちたいと考えています。これについてみなさまのお考えをお聞かせください。

ア．まちサポテーブルに参加してみたい（20.4%）　イ．必要性を感じない（7.1%）

ウ．わからない（43.4%）　エ．その他（1.8%）　無回答（27.8%）

【その他】

Q13.まちサポ窓口スタッフについて感想や要望などをお聞かせください。

Q28.「いるま市民ひろば」に、必要な機能や掲載したい情報があればお聞かせください。

46…いつも丁寧な対応で、気持ち良くるようさせてもらっています。
47…まちサポに対してどんな相談が出来るのかが良くわからないので相談したことが無いです。
48…いつも親切に対応していただいています。
52…団体に積極的な声掛け、挨拶
53…窓口の方がどのような相談に対応いただけるのか
69…いつもロビーでは、お声をかけていただき嬉しく思っています。まだ、わたしたち団体が相談できるところまでいっていないのですが、今後とも宜しくお願いします。
85…窓口で対応していただくが、担当者が良くわからない。
86…社協窓口と一体化していて、窓口で対応していただいた方がどちらのかたかわからない。最近は用件を先にいうようにしていますが少し不便
87…利用したことが無いので今後利用できればよいと思います。
111…まちサポ窓口スタッフがいることを知らなかった。

45…入間市内のグルメ情報や病院の案内など、日々の暮らしの中で役立つ情報を載せて、多くの人が見るサイトにすることが良いと思います。
47… SNS 等をからめブログなどへリンクできると気になる団体の活動内容への理解が出来るのではないでしょうか？
48…いるま猫の会としては、あちこちにノラ猫問題でこまっていらっしゃる方々がいて、そういう方々に、問題解決へのアドバイス協力などできることをお伝えしたい。
51…団体イベントの告知
52…市民活動センターの HP との一体利用、わかりやすく、利用しやすい仕組み、デザイン、表現
54… PR 不足ではないでしょうか？もっと積極的に PR した方が良いと思います。市役所の HP のトップにリンクする等露出度をあげないと、利用されないと思います。
69…少し違うかもしれませんが、ツイッターのアカウントを取ってイベント情報のリンクを貼るようにするとさらに拡がっていく様に思います。
85…内容が分らないので書けません
86…内容が分らないので書けません

Q30. あなたの所属する団体で、必要とする支援や相談したいものがあればお聞かせください。

15…新会員を増やしたいがその取り組み方について
19…福祉・介護等を含む連携の場（同じような活動をしているグループ）
42…ボランティア活動といっても少人数から多種、いろいろあり、また、市など行政の支援あるサークルもあります。今回もテーマ別に会議を持ったがあまり関係ないグループもあったかもしれません
43…要約筆記はまだまだ周知には至っておらず, どのようにしたら市民の方に活用していただけるものかと常に思案しております。高齢者福祉課と要約筆記推進事業委員会などが連携して普及活動に力をお借りしたい。
44…団体同士の交流があれば多方面から入間を見て問題の解決に繋がると思います。また、共同で事業などできればと考えます。
45…事業 PR, 事業内容等について相談にのっていただければ助かります。
52…資金援助、具体の活動相談→イベントの集客方法、協賛金の集め方など
５４…活動資金の調達
86…特に思い当たらない

Q31. 市民活動センターの利用についてご意見やご要望がありましたらお聞かせください。
（記入例・予約を 6 か月前からにして欲しい、扇風機が欲しい…など）

２…会場準備の為 15 分前までに鍵を貸してほしい
15…文具（特にマジックインク）が、いつもかけないものが多い
19…机の整備、不良の机があるのでは…
22…パソコン・プロジェクターなど少なくとも 3 セット必要、同時に使用するケースが多い。
活動室 2 の窓が閉まらないで修理できていない。いつ修理するのか。
24…予約を 6 ヶ月前から取れるといいと思います。
40…会員の減少、高齢化対策について
44…閉館を 30 分でも延ばしてほしい（仕事かえりなどですので）
45…お借りすることのできる備品リストがあれば助かります。
47…夜の使用が多いためいつも閉館ギリギリとなってしまいます。30 分でも閉館時間が延びるとうれしいのです。
48…印刷・コピー・他作業…とても便利に使わせていただいています。
できればポストの大きいもの、中が見えてもいいので保管棚がほしい。
カフェにあればちょくちょく行くようになるのでカフェももっと利用したいです。
カフェは奥にあってなんか敷居が　高くて入りづらいです。
52…もう少し利用しやすい環境を整えて欲しい→棚、BOX など

53…センターエントランスで団体のPR活動、あるいはイベント活動ができると良い。
54…インターネット経由で活動室の予約ができるようにしてほしい。
56…扇風機があれば良いと思う。約束を守れば西日に負ける、
温度設定を言うなら条件も考えて欲しい
69…イベントを開催する際だけでもお役所に相談ではなく、まちサポが権限を持って4か月以上前からよやくできること。暖房便座の設置（特に先輩方はつらいかと…。
76…年間スケジュールが決まっている団体に対しての年間予約の導入を検討していただけるとありがたいです。
86…予約を公民館と同様6ヶ月前にしてほしい
92…パソコンとプロジェクターを増備願いたい、また、各部屋にスクリーン設備を
96…パソコンとプロジェクターを増備願いたい、また、各部屋にスクリーン設備を
97…パソコンとプロジェクターを増備願いたい、また、各部屋にスクリーン設備を
98…パソコンとプロジェクターを増やしてほしい
107…お掃除が行き届いていて気持ち良く使用させていただいています。ありがとうございます。
112…予約は6ヶ月前からしてほしい。活動センターがあることにより活動の場が無料で確保できることで定例会やイベント活動がしやすく有り難いです。1階のフリースペースはいつでも使えて本当にありがたいです。

Q32.その他、市民活動センターやまちサポについてのご意見・ご要望がありましたら、自由にお書きください。

24…まだ少人数での会合なので、これからいろいろ考えていきたいと思います。
40…会場の利用料を徴収するやの意見があるようですが、市民活動の活性化の為に広く開放された場所として、今後も無料化を堅持してほしい。公民館等有料化によって小さなグループの維持が困難になり解散に追い込まれたようです。長期的視野でみる必要があると思う。
42…サークルのPR活動支援を強くお願いしたい。（会員の募集や会の活動状況）パソコンでの説明はあったが、紙ベースでもお願いしたい。アンケートが多すぎる。お茶代をまちサポがだしても（お金があるのだから）
45…市民活動センターの事を知っている人が少ないように思いますので、市民活動センターをもっと多くの市民に知ってもらうために広報を行うことや一般市民向けのイベントを増やすこと等市民に親しみを持ってもらう工夫をしていただけたら有り難く思います。
52…もっと市民にPRすべきでは。
53…社協とまちサポの違い、センターにおける役割の違いが分かりにくい。
86…パソコンを終日利用できたらいいと思います。
103…まちサポの存在も知りませんでしたが、活動センターに来るようになって初めて知りました。でも。まちサポの役割が分りません。
105…豊岡第一ボランティアでは、年に7回の配食サービス（70歳以上のお一人暮らしの方々対象）を実施。普段の活動は、久保稲荷公民館で行っています。会員46名、現在対象者114名です。総会と年2回の全体会議

長時間にわたりアンケートへのご協力ありがとうございました。皆様の声を受けて、より良い市民活動センターの運営とまちサポの充実化を図っていきたいと思います。

参考資料８ ： まちサポ中長期計画に対する要望について

まちサポ中長期計画に対する要望について

市では第５次総合振興計画後期基本計画（平成 24 年度～28 年度）の中で、市民活動センターでの市民活動の充実や市民との協働を推進する役割として中間支援組織の必要性を認識しています。現在、まちサポはその中間支援組織団体であり、市との業務委託契約に基づき事務をお願いしています。市では、今後も市民活動センターの管理運営については指定管理者に移行する計画はなく、公設市民運営のスタイルを継続し、中間支援業務をまちサポに委託する形態を予定しています。

ついては、まちサポには、市が期待すること、お願いすることは市からの業務依頼と受け止め、着実に実施する体制を整備していただきたいと考えています。

今回は、これまでの実績を評価しながらも、対応してほしい項目を挙げさせていただき、その具体的な方策を示すとともに、まちサポの中長期計画に反映していただきたく要望しますのでご検討をお願いします。

①イルミンの窓口対応について

市民活動センターは市民活動の拠点施設として数多くの登録団体が利用しています。しかしながら、市職員が１階窓口に常駐していないため、利用団体と直接会話の時間を取ることができません。その代わりをまちサポに依頼していることになりますので、利用団体とのコミュニケーションを積極的にお願いします。

＜検討内容＞

・団体の悩み、市への要望、協働事業への提案など、日常会話を通して利用団体とのコミュニケーションを高める方法をご検討ください。

・市民活動センターの登録団体以外の市民活動団体等とのつながりを広げる方法をご検討ください。

②研修講座の開催方法について

市民や市民活動団体、登録団体にとって研修講座を通して市民活動に必要な知識の習得、スキルアップは重要なことです。しかしながら、まちサポが開催する研修講座の参加者が少ない状態が続き、研修講座の内容、募集方法など改善が求められます。

＜検討内容＞

・求められている研修講座をリサーチし、要望にあった研修講座を実施する仕組みを構築してください。

・多くの受講生を集める方法をご検討ください。

③まちサポの将来ビジョンについて

市とのパートナーシップ協定に基づき、今後も中間支援組織としてまちサポとの業務委託の継続を予定しますので、まちサポの将来ビジョンは市としても重要な事項です。将来のまちサポのあり方について、継続的な活動が担保される様な中長期計画の策定が求められます。

＜検討内容＞

・一部のメンバーに固定せず、組織としての行動となる体制整備をご検討ください。

・将来的にまちサポメンバーに求められるスキルを考慮し、新メンバーの発掘について方策をご検討ください。

【担当】
自治文化課自治振興担当

まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第１回)議事録

1. 日　時: 平成 25 年 1 月 24 日 19 時 00 分～21 時 30 分
2. 場　所: 入間市市民活動センター　活動室 2
3. 参加者: 木内勝司、幸森康夫、宮越喜彦、大杉直行、渡部直也、山増智子、久保庭邦子、人見、宇野、石川、加納（以上 12 名）川名千鶴子、杉山若江、木内勝司、幸森康夫、犬塚雅裕、宮越喜彦、新井格
3. 資　料: ①元気な入間まちづくり基本条例、②元気本その弐、③特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款
4. 議事内容

・①元気な入間まちづくり基本条例、②元気本その弐、③特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款の資料をもとに、まちサポのこれまでを振り返った。

・これらをもとにブレーンストーミング的な意見交換を行った。

まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第 2 回)議事録

特定非営利活動法人　まちづくりサポートネット元気な入間

会議種別	中長期計画検討委員会　第２回準備会	
日　　時	平成 25 年2月５日（火）　19：00～21：00	
場　　所	イルミン：活動室２	
出 席 者 (敬称略)	まちサポ	木内、幸森、宮越、大杉、渡部、山増、水村、久保庭、 人見、宇野、石川、加納（以上 12 名）
	自治文化課	―
資 料 等	―	

会議内容：中長期計画を策定する前段としての意見交換をブレーンストーミング形式で行った。進行役は、幸森が推挙された。またフリーな意見交換という観点から正式な議事録は作成しないことになったが、会議の概要を報告することを目的にメモを作成した。

１．３分間スピーチ

入会の動機やまちサポに対する自分の思い等について、３分間を原則に埋蔵文化財の調査について、各自から発表してもらった。

・中間支援組織とは何か、その立ち位置は？
・各団体への出張取材、成果の開示、会員の確保
・各団体を情報というツールで繋ぐ
・交流会は工夫が必要
・受付業務を行わないため団体との会話が減少
・委託事業と自主事業の明確化
・中間支援組織の位置づけと役割が不明確
・行政との協働のあり方について疑問
・イルミン内での存在が希薄化
・市民の繋がりたいという気持ちに応えるべき組織の確立

３分間という短い時間内で、思いをすべて話すことは困難だったと思われるが、その分、出席者全員の思いも聞くことができたことにより、いろんな思いがあることを再認識した。

２．中間支援組織とはどんなことをすべきなのか、について意見交換

・各団体が開催する講座等の共催や後援ということも必要
・人と人及び各団体間を繋ぐ交流会の開催
・実績をアピールすること
・中間支援組織としての立ち位置の共有化

時間切れにより全員の話は聞けなかった。最後に、監事の水村氏より会員各自は何をやりたいのか、そしてまちサポは中間支援組織として何をやるべきなのか、ということをもっと話し合ってもいいのではないか、との意見があった。

次回：平成 25 年２月 21 日（木）19：00～
次々回：３月 19 日（水）、20 日（木・祝日）　合宿会議（時間、場所後日連絡）

まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第３回)議事録

特定非営利活動法人　まちづくりサポートネット元気な入間

会議種別	中長期計画検討委員会　第３回準備会	
日　　時	平成 25 年2月２１日（木）　19：00～21：20	
場　　所	イルミン：活動室２	
出 席 者 (敬称略)	まちサポ	石川、木内、久保庭、幸森、杉山、人見、藤木、渡部 （以上８名）
	自治文化課	―
資 料 等	2/18 全体会メモ、2/21 宮越メール、2/21 渡部メール添付資料、 2/21 市川氏メール添付資料、ＮＰＯ法人の基礎知識写し	

会議内容：中長期計画を策定する前段として、各自が考える「これまでの反省点・課題と今後」について意見交換をした。
進行役は、幸森が推挙された。またフリーな意見交換という観点から正式な議事録は作成しないことになったが、会議の概要を報告することを目的にメモを作成した。

１．各自の反省点や課題及び今後について以下のような発言等があった。

- 「身の丈に合った活動＋ちょっと背伸び」位の活動が望ましい
- ＩＴの壁は高く当初の目的が達成できていない
- スタッフ・市民団体が手軽に情報更新できるようスキルアップが必要
- 目的意識の相互共有及び信頼が必要
- 組織の改編は時期尚早、現状維持が必要
- 事業はセンター事業に特化し他分野への拡散は控えスキルアップすべき
- 5～10 年先を想定するとセンター事務所を強化しマネジメント能力を付けるべき
- 市から要望されている３項目については当然であり、全員で共有すべき
- 組織内に上下関係が発生しているようだ。改善すべきである。会話が必要
- 資料を出す人と受ける人又は上下の関係ができるのは好ましくない
- 市民団体の需要に応じた資料の整理（ＮＰＯ法人化の手続きなど）
- 組織的には総会、理事会、リーダー、スタッフという関係があるのではないか
- 指示系統の関係ではなく役割分担の関係とすべき。内容を共有すべき
- 事業内容等は各プロジェクト内で共有されていれば良い
- 窓口スタッフの顔が市民を向いていない感がする。市民との距離を要検討
- 市民と窓口の関係強化にはスタッフの人数を減らしたほうが良いのでは
- スタッフの人数が減ると休暇の時など不都合が生じる。多い方がよい
- 交流会のマンネリ化と各団体活動のマンネリ化、高齢者化
- 個人的に新たな事業の展開を検討中
- 福祉分野における問題が山積、新規事業の展開が必要
- 会の目的に向かって近づいているのか疑問（館の使用規則の改正案未提出、使用頻度低い）
- 市の広報誌に「イルミンコーナー」開設を要求
- 市からの資料「予算要求から執行までの流れ」については、次年度より２か年計画で予算書を策定することにより対応可能。

次回：平成 25 年3月１９日（火）集合１2:00　　会議１3：00～１8:00
ところ：東松山市国立女性教育会館

まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第 4 回)議事録

5. 日　時: 平成 25 年 3 月 19 日 13 時 30 分～15 時 00 分
6. 場　所: 国立女性教育会館　会議室 104
7. 参加者: 川名千鶴子、杉山若江、木内勝司、幸森康夫、犬塚雅裕、宮越喜彦、新井格
8. 資　料: ①元気な入間まちづくり基本条例、②元気本その弐、③特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款
9. 議事内容

・①元気な入間まちづくり基本条例、②元気本その弐、③特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款の資料をもとに、まちサポのこれまでを振り返った。
・これらをもとにブレーンストーミング的な意見交換を行った。

まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第 5 回)議事録

10. 日　時: 平成 25 年 3 月 19 日 15 時 30 分～17 時 30 分
11. 場　所: 国立女性教育会館　会議室 104
12. 参加者: 川名千鶴子、杉山若江、木内勝司、幸森康夫、犬塚雅裕、宮越喜彦、新井格
13. 資　料: ①元気な入間まちづくり基本条例、②元気本その弐、③特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款

14. 議事内容

・本準備会は、まちサポ中長期計画にかかる検討事項を討議した結果をまちサポ中長期計画検討委員会へ提案すること確認した。
・まちサポ成立の根拠である「元気な入間まちづくり基本条例」、まちサポ成立の経緯をまとめた「元気本その弐」、まちサポの憲法というべき「特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間定款」の内容を確認した。
・まちサポの協働相手である入間市からのまちサポ中長期計画に対する要望、これまでのまちサポ中長期計画準備会の議事録メモ(第 2 回・第 3 回)の内容を確認したうえで、次年度のまちサポ中長期検討委員会での検討事項について、下記の通りまとめた。なお、検討項目のうち(1)(2)については、25・26 年度の活動において前倒しで実施すべきである旨確認した。

<まちサポ中長期計画検討委員会での検討事項>

1. 検討期間: 4 月～12 月
2. 検討事項
   (1) 窓口対応
      ・利用団体とのコミュニケーションを高める方法
      ・登録団体以外の市民活動団体とのつながりを広げる方法

(2) 研修講座の開催方法

・要望に合った研修講座を実施する仕組み

・多くの受講生を集める方法

・現行の他の研修講座を調べてまちサポが実施するにふさわしい内容の検討

(3) まちサポの将来ビジョン

・まちサポの組織としての体制整備

・まちサポメンバーに求められるスキルを考慮した新メンバーの発掘

(4)中間支援、協働のあり方

・元気な入間推進に資する中間支援及び協働のあり方を検討

・まちサポが担う内容を検討

(5)事業の進め方

・ボランティアを基本に事業を進めることの検討

(6)魅力的な団体とするための方策

・会員が生き生きとして楽しく活動できるための方策

・まちサポの魅力を伝えるための方策

(7)財政基盤の多様化

・市の委託費のほか、国や県の補助金、財団の助成金などを得ることを検討

・市民からの寄付金を得ることを検討

これらのとりまとめにあたって、中期(3 年後)の目標像、長期の目標像を明確にし、到達点を明らかにしておく。

まちサポ中長期計画検討のキックオフ

まちサポ中長期計画検討委員会　第1回　2013年4月27日

1 キックオフでみんなと共有すること

- まちサポ中長期計画で検討する事項
- まちサポ中長期計画検討の年間スケジュール
- まちサポのこれまでとこれから

参照：まちサポ中長期計画検討委員会準備会(第5回)議事録

2

2 まちサポのこれまでを振り返り、これからを想像する

- 一つひとつの検討事項に入る前提条件として、まちサポメンバーそれぞれが抱いているまちサポに対する認識を共有し、まちサポのこれまでとこれからを俯瞰する。

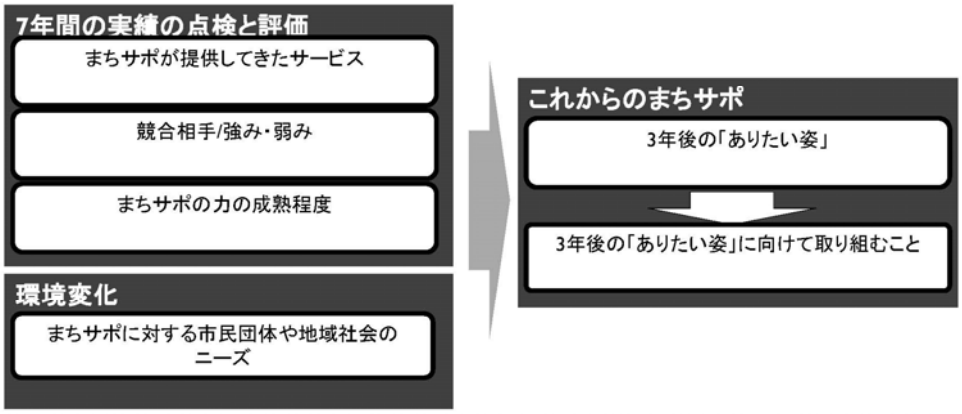

▶ 3

まちサポの7年間の実績に対する点検と評価 (I)

まちサポの顧客（大切な相手）はだれか。	
	そのように考える理由
顧客（大切な相手）はまちサポの提供するサービスに満足しているか。	
	そのように考える理由

▶ 4

まちサポの7年間の実績に対する点検と評価 (2)

まちサポの競合相手はどのようなところがあるか。

そのように考える理由

競合相手と比べた時、まちサポの強みと弱みは何か。

そのように考える理由

あなたは、まちサポの力を成熟させてきたか。

そのように考える理由

▶ 5

まちサポを取り巻く環境変化

まちサポに対する市民団体や地域社会のニーズは変わってきたか。

そのように考える理由

まちサポの役割は変わっていくのか。

そのように考える理由

▶ 6

まちサポの「ありたい姿」」に向けてこれから3年間で取り組むこと

まちサポの市民団体や地域社会に対する3年後の「ありたい姿」はどのようなものか。	
	そのように考える理由
「ありたい姿」に向けて、まちサポが取り組むことは何か。	
	そのように考える理由
そこにおいて、あなたが果たすべき役割は何か。	
	そのように考える理由

7

特定非営利活動法人　まちづくりサポートネット元気な入間

会 議 記 録 簿

会議種別	第２回　まちサポ中長期計画検討委員会	
日　　時	平成 25 年2月25日（金）　16：00～18：00	
場　　所	イルミン：コミカフェ	
出 席 者 (敬称略)	まちサポ	木内、幸森、大杉、渡部、犬塚、人見、山下、宇野、杉山、川名 （以上 10 名）
	他	―
資 料 等	・第１回まちサポ中長期計画検討委員会会議記録簿	

会議内容：前回のキックオフでは、みんながこの委員会で検討すべき事項の共有化が図られた。今回は計画策定に先立って、「まちサポの現状認識の共有」について、参加者の意見を出し合った。（進行役：犬塚、書記：幸森）

１．まちづくりに関する中間支援組織として、どんなことをしているか？

（１）支援していると思われる項目について

・イルミン登録団体への活動支援
・一般市民（個人）に対して市民活動へ参加してもらうための支援
・行政の活動に対する補完（→協働事業の運営）
・登録団体以外の団体（社会貢献団体？）への支援

（２）支援の内容は

・各団体に対する相談（ＮＰＯ設立相談、パソコン関連、学びに関すること等）←市との協定に基づく支援
・各団体（リーダー）に対する声掛け、傾聴　←市との協定に基づく支援
・各団体のＨＰの設営（まちサポにとって稼げる事業→協定の支援との区分が不明確）
・団体同士のコーディネート（団体のスキル向上研修、団体交流会等により活動の活性化、情報の共有化）

（３）成果は

・研修や講座により各団体に対してスキルの向上に寄与している
・相談事業等により各団体の問題解決に寄与している
・まちサポの事業内容が各団体にＰＲできていない感有り
・成果のほどは不明確では（自画自賛の域かも）
・市内の他の施設（公民館、アミーゴ、産文、健福、勤労者福祉等）や、団体との比較はどうなっているのか

（４）今度の対応策は

・イルミンの稼働率は決して高くないので、その向上策を十分に検討する必要がある
・成果のほどを明確にするため、各団体にアンケートをする必要がある
（大杉リーダーがアンケート案を作成しメールで意見を聞いてまとめ、6/22 迄には利用者の意見をある程度つかむ）
・福祉関連の「サポートネット」と混同されないよう、まちサポのＰＲに努める

２．検討スケジュールについて

３回目(ありたい姿)　6/22(土) 13 時半～
４回目(ありたい姿)　7/
５回目(計画まとめ)　8/
６回目(計画まとめ)　9/

特定非営利活動法人　まちづくりサポートネット元気な入間

会 議 記 録 簿

会議種別	第３回　まちサポ中長期計画検討委員会	
日　　時	平成 25 年６月 22 日（土）　13：30～16：00	
場　　所	イルミン：コミカフェ	
出 席 者 (敬称略)	まちサポ	木内、幸森、犬塚、宮越、大杉、渡部、山増、石川、杉山 （以上９名）
	他	―
資 料 等	・第１～２回まちサポ中長期計画検討委員会会議記録メモ・第３回メモ(板書)	

会議内容：第１回～２回の会議では、みんながこの委員会で検討すべき事項の共有化、現状認識の共有化が図られた。今回は計画策定に先立って、「ありたい姿の共有」について、参加者の意見を出し合った。（進行役：幸森、書記：木内）

1.これまでのふり返り

(1) 第１回(キックオフ)

・中長期計画での検討事項

〈組織運営のあり方〉

① 組織のあり方(事務局・代表理事)

② 人のあり方(スキルアップ・新メンバー)

③ 魅力的な団体になるための方策

④ ボランティアと謝金のあり方

〈推進にあたって〉

⑤ 窓口対応について

⑥ 研修講座の開催方法等について

⑦ 協働の推進

⑧ 財政基盤の多様化

(2) 第２回(現状認識の共有)

・中間支援組織としてどんなことをしているか

① 支援していると思われる事項

・市民活動センター登録団体への活動支援(その他の団体へも)

・市民に対しての支援

② 支援の内容

・各団体への相談対応⇔市との協定

・各団体への声掛け・傾聴⇔市との協定

・ホームページの運営

・団体同士のコーディネート

③ 成果は出ているか

・スキルの向上、問題解決に寄与

・まちサポ PR 不足、成果は不明確

・市内の他の中間支援団体との比較は?

④ 今後の対応

・市民活動センターの活動室の稼動率を上げる方策の検討必要

・アンケート必要

2.第３回(ありたい姿の共有)の検討内容

① 組織運営のあり方
② 人のあり方
③ 魅力的な団体になるための方策
④ ボランティアと謝金のあり方

3.検討結果

（１）組織運営のあり方について

①組織のあり方

・時間と空間、事務所以外の仕事をどう評価するか
・会議日程を早く告知し、多くの会員が参加できるように
・全体会の出席率が低い会員への対応
・会員を増やす
・会員へのアンケートを実施、アンケートの中身が大事・まちサポに対する市民の理解と分ける
・まちサポの歴史を学び、意義を理解
・メンバー全体で研修を実施してまちサポの目的、ミッションの確認、振り返り
・個別のプロジェクトでは活動目的を絞り、わかりやすい活動をする
・まちサポの会員みんながまちサポが達成することを理解している
・メンバー内での仕事の理解と協力、担当の役割を明確にして達成目標を定める
・共通認識を持つ、研修を行って共通化
・指示と服従⇔信頼と協力
・無償ボランティア、有償ボランティア、コミニティビジネス行う組織に分ける
・ボランティア募集

②事務局のあり方

〈イメージ〉

イルミンの顔、対外的窓口

〈基本的な作業〉

情報受付と発信、まちサポの営業、月間予定カレンダーを作る、まちサポ会員へのサービスと環境整備、収支資金の管理、諸事業・税金・賃金支払いのための資料の作成、理事会・全体会の招集と運営

〈調整機能〉

全体を把握し会員へ伝達、全体の活動を一元管理、各事業の内容を把握して動きやすくする、やりたいこと・できることを整理する、プロジェクトの調整

③代表理事のあり方

〈外部に対して〉

まちサポの顔、対外的顔、会の活動に対して全責任を負う、対外的責任者、対外交渉を行う

〈内部に対して〉

楽しく会を運営することを心がける、メンバーの応援をする、活動の基本方針をもとに全体のバランスを把握する、メンバーの話を聞く、全体を統括する

（２）人のあり方について

①あるべき姿

・中間支援組織としてのスキルが必要(事務能力・コーディネート能力・分析能力)
・団体や市民への相談対応とその解決
・個人の得意なこと、やりたいことのリストアップ

・事業に際してメンバーのやりたいこと、市民がやりたいことを分けて話し合う
・ロジカルシンキング(論理的思考)で事業に臨む
・退職シニア、子育完了主婦、現役シニアを獲得する
②メンバーへの配慮
・メンバーの意向を大事にする、納得のいく決定、人の話をよく聞き物事を理解する
・会議における人の意見は必ず聞こう、ホウレンソウをいとわない、事実を把握し事業を整理する、問題点を共有する、事実をもとに考え判断する、合意形成する
・会員相互の思いやり(他の部署のメンバーの活動を理解する)
・口出し大いに結構
・まちサポのメンバーは、プレイヤーとコーディネーターの両方がいる
③具体のスキルアップ
〈必要なこと〉
まちサポとしての要求条件は何か、できることの確認、まちサポとして足りないものの確認
〈具体のスキル〉
デザイン力、対外的交渉、まとめる能力、文章力、コーディネート能力
→　他市等の中間支援組織の研修と学習、視察が必要
コミュニケーション能力、傾聴能力
→　市民との距離を縮める
④新メンバーの発掘
〈方法〉
各自が連れてくる、65 歳以上の地域デビュー者の受け入れ、登録団体から一人以上を募る、他団体からの引き抜き、公募、スキルのある人材を連れてくる
〈新メンバーを集めるための課題〉
まちサポ自身が魅力的な団体に変身する、メンバーになることのメリットを伝える、まちサポの活動を知ってもらうための PR

（3）魅力的な団体となるための方策について
①カッコイイー団体とは
・イケメン、イケウーマンがいる、若者がいる、魅力的な人物がいる、人脈が広がる
・ミッションが面白い、明るく楽しそう、やっていることが楽しい、楽しい団体、自慢できる、何か得るものがある、得する団体・もうかる、みんなに自慢できる
②現状は
・活動拠点を持っている(イルミン)、行政と対等、市の動きが見やすい、頼れる・手伝いごとをお願いできる、他の団体を知りやすいポジションにいる、市の後ろ盾がある(もしかするとデメリット?)
③方策
・やっていることを自身で理解し PR、メリット・デメリットの整理、まちサポを外から見る(意見を聞いてみる)、どういう団体がわかるように PR、似顔絵を描くなどメンバー紹介を工夫する、PR べたを改善する → 具体的にどうする?
④広報
・広報誌を全戸に配布する、まちサポで輝いている人・夢を持っているを載せる、活動の結果を載せる
・今取り組んでいることを「見える化」して会員を外に売り出す組織になる、まちサポの事業を改めて整理する、まちさぽのやっていることをわかりやすく外部に伝える
・まちサポについて外部への PR を行う、団体行事に参加して内容を理解してもらう⇔まちサポの評価につなげる、市民の困っていることを助ける

・広報活動を充実　⇔　市民からの熱い視線にこたえる
⑤魅力の源とは
・我々がイキイキ、会員がいきいきと活動、個々が輝いている、他の会員も自分もやっていることが見える、会員が輝いている、自分の経験がまちサポの理念の中で実現するよう話し合いを重ねる
・窓口に、若く美しい男女会員をそろえる
・メンバーが見るからに生き生きとしている姿、仲間が楽しく輝いて行動している、メンバーが見るからに若々しい姿、自分の活動が組織の中で認められている、外部の人がまちサポの人のようになりたいと思うように、自分のために活動することが人の役に立つ組織、事業を楽しく・わくわくと
・たくさんの人がセンターに顔を出している　→　現在出席の少ない会員も来てくれる
・活動団体が自分たちを理解してサポートしてくれるという信頼を得る

（４）ボランティアと謝金のあり方について
①ミッション　⇔　基本ボランティア
・目的に沿って活動・何のためにやっているのか、目標を明確にする(年間に１名以上会員を確保とか)
②基本はボランティア
・ミッションの範囲内で活動、自由に動ける、好きなことができる、自主的に活動
・中間支援組織の活動、まちサポミッションに¥0 はないのではないか
・ボランティア活動と謝金支払の活動の区分を明確化すべき
・事業 or プロジェクトに見合った謝金　→　線引きは必要
③謝金の支払い条件
・責任と義務、成果主義、スキルが必要、業務に対応、依頼されて動く、仕事、責任と自覚
・事業ごと、プロジェクト単位での支払い、仕事に見合う¥にはならない
・仕事またはプロジェクト単価を設定?、仕事に見合った謝金の支払い
・中間支援組織としての活動に謝金を支払う、窓口の時間以外のプロジェクトの作業費のルール作り
・外部(会員以外)から専従職員を雇用する
④金は力のもと
・募金活動　→　社会貢献　→　高い評価
・まちサポ自身で自己資金豊かな組織になる
・まちサポに入れば自分の夢をかなえられる
・資金の豊かな団体
・謝金⇔継続⇔責任
⑤ボランティアのあり方
・有償ボランティアの考え方で、謝金を支払うことで責任を持ってもらう
・まちサポは、有償ボランティアと無償ボランティアの二本立てにする
・仕事の量と質で作業費の支払い、ギブ&テイク、委託費と決算
・事業スタッフは一日のお昼代と交通費のみ支給、事業費と人件費

３．今後の検討スケジュールについて
４回目(ありたい姿)　8/3 土曜日　13:30～
５回目(計画まとめ)　9/
６回目(計画まとめ)　10/

会議種別	第４回　まちサポ中長期計画検討委員会	
日　　時	平成 25 年８月３日（土）　13：30～17：00	
場　　所	イルミン：コミカフェ	
出 席 者 (敬称略)	まちサポ	木内、幸森、犬塚、宮越、杉山、山増、石川、加納 （以上８名）
	他	―
資 料 等	・第３回まちサポ中長期計画検討委員会会議記録	

1.概要：

第３回の会議では、「ありたい姿の共有」のために、組織運営のあり方について、参加者の意見を出し合った。第４回となる今回は、その続きとして、元気な入間の推進のための重要項目について話し合った。A 班、B 班に分かれ、前回と同様にポストイット使って意見を出し合い、班ごとに意見を集約して、項目ごとにそれぞれが発表し、全体で意見の共有を図った。

（進行役：幸森、書記：木内）

2.第４回(ありたい姿の共有)の検討内容

① 窓口対応について
② 研修講座の開催方法等について
③ 協働の推進について
④ 財政基盤の多様化について

3.検討結果

（１）窓口対応について

①A 班(犬塚、宮越、石川、加納)

〈窓口担当者の基礎力（NPO のイロハ、実務に精通している）〉

↓　↓　↓

・親しみやすい対応

（市民の声を受け止められる、明るく、元気な対応 etc）

・チームワーク

・マルチプレーヤー

（一日席に座っていない、イベントを企画する etc）

・聞く力、集める力

（一日５人の市民と話をする、活動団体の内容をよく知っている etc）

・伝える力

・入り口近くにリニューアールオープン

②B 班(木内、幸森、山増、杉山)

〈理想の窓口〉

↓　↓　↓

・見た目、雰囲気

（若い女性、やさしそう、親切 etc）

・資質
（自分を売り込める、話ができる、困りごと相談ができる etc）
・システム
（体制）
（常勤、複数、土日も etc）
・知識
（スキル）
（まちサポのミッションをこなせる、市民活動に詳しい etc）

（２）研修講座の開催方法について
①A 班
〈Needs に応える研修の設計〉　＊神のお告げ（研修講座はそもそも必要？）
↓　↓　↓
・特色ある研修
・広報の中身と方法
（チラシは窓口で手配り、ダイヤプランエリアへの広報 etc）
・現役が参加できる研修
・活動のすそ野を広げる研修
・同じ目線に立てる講師
（えらい先生の話は年一回でよい etc）
⇔市民団体を講師として、身近なテーマで
⇔研修の場の応用（市民団体の PR の場とする回があってもよい）
②B 班
〈個人対応から組織対応へ〉
・ニーズの把握
・宣伝
（待っていてはダメ、PR 方法、集客 etc）
・内容
（面白い講座、面白い講師 etc）
・やり方
（時間帯の設定、シリーズで連続する etc）
・効果の検証、フォロー
（交流会でアンケート、受講生のリピートをめざす etc）

（３）協働の推進(行政との協働)
①A 班
・手続きをカンタンに
・団体を知る
・役所を知る
・役所のネタを引き出す
・違いを知る
・成果を伝える

②B 班
・コーディネート力のアップ
（市民側のニーズを把握、お互いの特色を理解する etc）
・市に対する市民側の要望
（満足できる内容に、安い労働力扱いはダメ etc）
・まちサポの対応
（市の考え方の柔軟性を願う、協力したところのフォロー継続できるように支援 etc）

（４）財政基盤の多様化
①A 班
・会費の拡充（会費の値上げ、まちサポメンバーを増やす etc）
・事業収入の拡充（ポータルにアドセンス、HP 制作（団体向け）etc）
・助成金、寄附に手を出す（助成金の獲得、企業からの寄附を募る etc）
②B 班
・会費のアップ（正会員 3,000 円に etc）
・売上アップ（元気本の販売、祭りで稼ぐ etc）
・寄付金を多くする（寄附金を 10 万以上集める）
・支出の抑制

3. 今後の検討スケジュールについて
５回目(計画まとめ)　9/28 土曜日 13:30～
６回目(計画まとめ)　10/19 土曜日 13:30～

〈会議状況写真〉

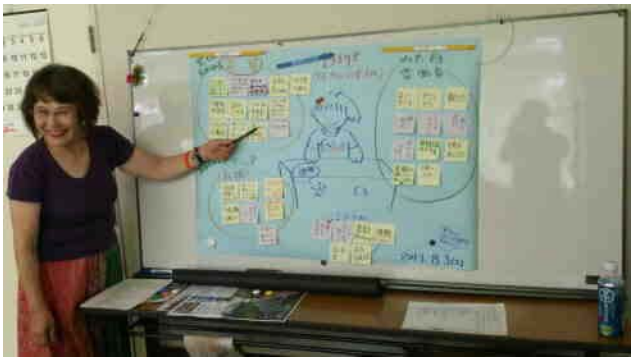

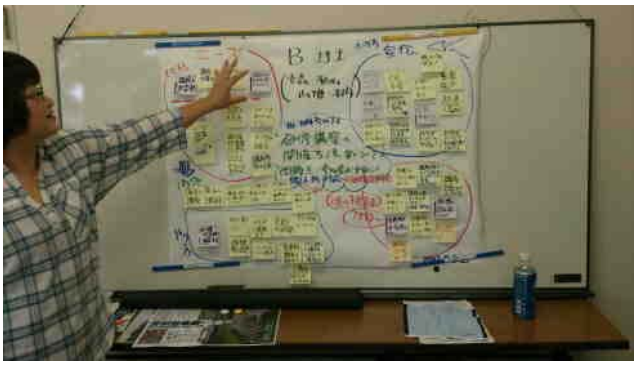

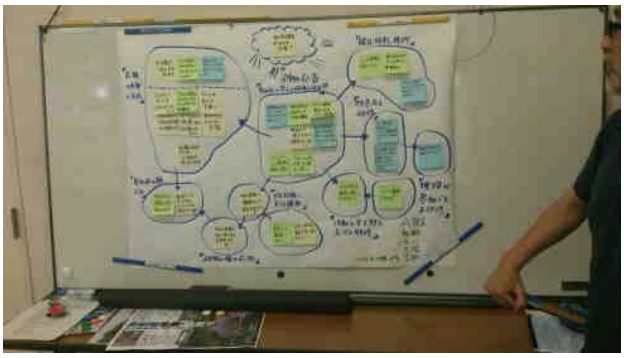

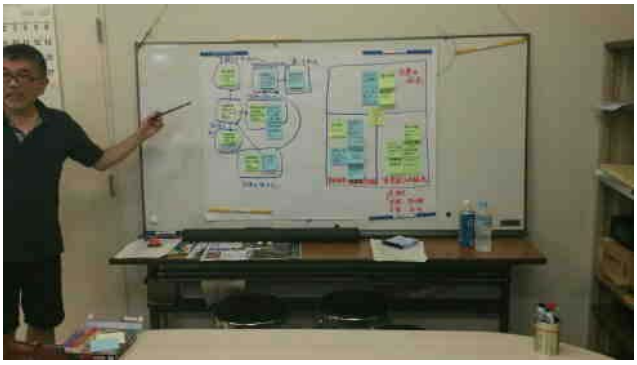

まちづくりサポートネット元気な入間　中長期計画書　（粗書き）

構成	摘要
第１章　中長期計画策定の目的 1-1. 計画の目的	・まちサポが、明確なタイムスケジュールのもとに、「元気な入間」の実現を目指して、組織的に目標(ミッション)達成に向けて活動することを目的に、本計画を策定する。
1-2. 計画目標年次	▪　本計画は、第 5 次総合振興計画・後期基本計画と同じく 2016 年度（平成 28 年度）を目標年次とし、計画期間は 2014 年度からの 3 カ年である。 ▪　(別案 ： 中期計画達成の期間を 2014 年度から 2016 年度の 3 か年、長期計画達成の期間を 2014 年度から 2019 年度までの 5 か年とする。)
第２章　中長期計画で目指すまちサポの将来像	・「元気な入間」の実現を目指して、多くの市民団体を支援し、市民団体同士及び市民団体と行政との協働事業を実施に結びつけるための中間支援組織として活躍している。
第３章　まちサポの行う中間支援の現状と課題 3-1. まちサポ設立の経緯と背景	・3-1～3-4 については元気本その 1・その 2、市との協定書などをもとにまとめる。 ・3-5 については、中長期準備会、全体会ほかの議事録、H25.8 に実施したまちさぽアンケート結果を反映させてまとめる。
3-2. 元気な入間まちづくり基本条例	
3-3. まちサポの定款	
3-4. まちサポの 10 年間のあゆみ	
3-5. まちサポの行う中間支援の現状と課題	（１）支援していると思われる項目について ・イルミン登録団体への活動支援 ・一般市民（個人）に対して市民活動へ参加してもらうための支援 ・行政の活動に対する補完（→協働事業の運営） ・登録団体以外の団体（社会貢献団体？）への支援 （２）支援の内容は ・各団体に対する相談（ＮＰＯ設立相談、パソコン関連、学びに関すること等）←市との協定に基づく支援 ・各団体（リーダー）に対する声掛け、傾聴　←市との協定に基づく支援 ・各団体のＨＰの設営（まちサポにとって稼げる事業→協定の支援との区分が不明確） ・団体同士のコーディネート（団体のスキル向上研修、団体交流会等により活動の活

	性化、情報の共有化） （３）成果は ・研修や講座により各団体に対してスキルの向上に寄与している ・相談事業等により各団体の問題解決に寄与している ・まちサポの事業内容が各団体にＰＲできていない感有り ・成果のほどは不明確では（自画自賛の域かも） ・市内の他の施設（公民館、アミーゴ、産文、健福、勤労者福祉等）や、団体との比較はどうなっているのか （４）今度の対応策は ・イルミンの稼働率は決して高くないので、その向上策を十分に検討する必要がある ・成果のほどを明確にするため、各団体にアンケートをする必要がある ・福祉関連の「サポートネット」と混同されないよう、まちサポのＰＲに努める
第４章　まちサポが取り組む８つの柱 4-1. 組織のあり方	▪ まちサポは、市の条例を根拠に設立している組織の自覚を以て、周囲の期待に応えられる組織へ成長する努力を怠らない。 ▪ 市の委託業務とまちサポの自主事業、イルミンでの窓口業務とイルミンに来なくてもできる業務の組み合わせで構成されていることを踏まえた組織運営が必要である。 ▪ 組織運営に係る方針（会員の間での責任所在と役割分担）を共有する。 ▪ 会員の間でまちサポの目指すことを共有する、事実をもとに考え判断する、合意形成することが基本である。
4-2. 人のあり方	▪ 自分の得意なことや自分のやりたいことと中間支援組織としてやるべきことを突き合わせ、まちサポ活動の中で元気な人間づくりに貢献する領域を見つける。 ▪ 構想力、対外的交渉力、まとめる力、文章力、コミュニケーション力、傾聴能力、コーディネート力を磨き、中間支援組織に相応しい人材となる。 ▪ 新しい会員を獲得するために必要なことは、まちサポ自身が魅力的な団体に変身する、会員になることの便益を伝える、まちサポの活動を知ってもらうための PR を展開する。 ▪ まちサポ会員に求められるスキルを考慮した人材の発掘を基本とし、現会員が連れてくる、65 歳以上の地域デビュー者の受け入れる、登録団体から一人以上を募るなどの方法を試行する。
4-3. 魅力的な団体になるための方策	▪ 会員一人ひとりの経験がまちサポの理念の中で実現するよう話し合いを重ねる。 ▪ いま取り組んでいることを「見える化」して、まちサポ以外の人たちへ判るように伝える。

4-4. ボランティアと謝金のあり方	▪ まちサポの活動は、まちサポの使命や目指すものに共感して結集した市民のボランティアによる活動である。 ▪ まちサポの使命を実現する活動を会員の間で合意形成を図りながら、自発的に自主的に行う。 ▪ イルミンでの窓口業務は、会員の時間を強制的に拘束する為、時間給により補償する。 ▪ 他のまちサポ活動では、交通費や備品代などの直接経費は会員の個人負担とならないように予算を組んで適正に支出する。
4-5. 窓口対応のあり方	▪ 担当者は誰でもが窓口のプロであり、窓口の基礎力（NPO を理解している、窓口実務をこなせる等）を具備している。 ▪ 窓口は元気な入間を推進する素材収集の重要な場であり、担当者はその自覚を以て窓口業務を遂行する。 ▪ 特にイルミン利用登録団体とのコミュニケーションを高めることが肝要であり、また登録団体以外の市民活動団体とのつながりを広げる努力が大切である。
4-6. 研修講座のあり方	▪ 団体や市民のニーズをアンケートやヒアリングで把握して分析し、研修を設計する。 ▪ 現行の他の研修講座を調べて、まちサポが実施するにふさわしい研修内容を検討する。 ▪ 団体の課題を一緒に解決する個別研修を設計し、講師を人選する。 ▪ あらゆる伝手を用いて積極的に宣伝する。
4-7. 市民活動団体と市役所の協働推進のあり方	▪ まちサポは行政の仕組みを熟知し、市民活動団体の使命や活動実態を把握し、両者の仲介者となるようにコーディネート力を高める。 ▪ 市民活動団体と市役所が地域課題を一緒に取り組む場を設える。 ▪ 協働は活動助成と異なる行為であることを市民活動団体へ浸透させ、一方で市役所が市民活動団体を安価な労働と誤解しないように注意を促す。
4-8. 財政基盤の多様化	▪ 会費の拡充、事業収入の拡充、助成金の獲得、企業寄附を募る。
第５章　計画実現の方策 5-1. 計画実現のロードマップ	・中長期計画(3 か年) の達成目標までのプロセスを明確にする。 (もしくは中期計画(3 か年)、長期計画(5 か年間)の達成目標までのプロセスを明確にする。
5-2. 計画検証の管理指標	・具体的目標の進捗を検証するための指標を作成する。

まちサポ中長期計画策定委員会議事録

第１回策定委員会

日　　時　平成 25 年 11 月 9 日(土)　14:00～17:00
場　　所　入間市市民活動センター(イルミン・コミカフェ)
出 席 者　犬塚裕雅、幸森康夫、宮越喜彦、渡部直也、木内勝司
議事内容　・策定委員長の選任(犬塚裕雅)
　　・計画書内容の確認と編集方針の検討
　　・計画書策定までのスケジュールの検討

第 2 回策定委員会

日　　時　平成 25 年 12 月 8 日(日)　14:00～17:00
場　　所　入間市市民活動センター(イルミン・コミカフェ)
出 席 者　犬塚裕雅、幸森康夫、渡部直也、木内勝司
議事内容　・計画書素案の確認
　　・パブコメについて

第 3 回策定委員会

日　　時　平成 25 年 1 月 25 日(土)　14:00～17:00
場　　所　入間市市民活動センター(イルミン・コミカフェ)
出 席 者　犬塚裕雅、幸森康夫、木内勝司
議事内容　・パブコメの結果の確認
　　・計画書のまとめについて

中間支援組織としての「まちサポ」成長計画

平成 26 年 2 月

編集　まちサポ中長期計画策定委員会
発行　特定非営利活動法人まちづくりサポートネット元気な入間

〒358-0003 埼玉県入間市豊岡 4-2-2 入間市市民活動センター内
TEL 04-2964-2511　　FAX 04-2964-2519
E-mail：center@machisapo.com URL：http://machisapo.com/